

## 国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程

平成18年 1 月 16 日

規程第 2 号

改正 平成19年 3 月 23 日 規程第 49 号

平成20年 3 月 24 日 規程第 65 号

平成21年 3 月 23 日 規程第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）第5条第1項、第2項及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条並びに国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号）第3条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員（大学における教育支援教員並びに附属学校における校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教員の任期に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて採用する教員の職名等)

第2条 任期を定めて採用する教員は、任期法第4条第1項各号に規定される次の第1号、第2号及び第4号、又は労働基準法第14条の規定に基づく第3号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- (2) 助教の職に就けるとき。
- (3) 助手の職に就けるとき。
- (4) 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

2 前項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（国立大学法人鳴門教育大学職員任免規程第4条第1項各号に規定する教員を除く。）の職名、任期及び再任の可否等は、別表に定めるところによる。

3 任期を定めて採用された教員は、その期間中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）に退職することができる。

4 任期の決定においては、原則として年度単位とし、年度の途中で採用された場合は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。

(採用の同意)

第3条 任期を定めて教員を採用する場合には、別記様式により、あらかじめ当該採用される者の同意を得なければならない。ただし、採用の日の属する年度中に満60歳（助手にあっては満62歳）を超えることとなる者については、同意書の提出を要しない。

(業績評価)

第4条 教員を再任しようとする場合、その可否は、当該教員の業績評価の審査結果に基

づき、任期満了の6月前までに学長が決定する。

2 前項の業績評価は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 研究活動に関する事項
- (2) 教育活動に関する事項
- (3) 学内への貢献に関する事項
- (4) 社会への貢献に関する事項
- (5) その他学長が必要と認める事項  
(規程の公表)

第5条 この規程を定め、又は改正したときは、本学の広報等により、広く周知を図るものとする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月2日以降に採用された者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日の前日において、改正前の国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（以下、「旧規程」という。）の適用を受けていた者については、本規程により任期を付されたものと見なす。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日の前日において、改正前の国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（以下、「旧規程」という。）の適用を受け任期を定めて採用された者は、本規程により任期を付されたものと見なす。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称	職名	任期	再任に関する事項	根拠事項
大学院学校教育研究科	教授	5年	再任可	任期法第4条 第1項第1号 又は第3号
	准教授			
	講師			
	助教	5年	再任可	任期法第4条 第1項第2号
	助手	3年	再任可	労基法第14条

別記様式（第3条関係）

同 意 書

平成 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

氏 名 印

私は、国立大学法人鳴門教育大学〇〇〇〇（注1）に就任するに際し、〔大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項、第4条第1項第△（注2）号及び〕国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（平成 年規程第 号）第2条の規定に基づく下記の任期により採用されることに同意します。

記

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- (注) 1. 〇〇〇〇の部分には、教育研究組織の名称及び職名を記入すること。  
2. △の部分には、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項の該当する号を記入すること。  
3. [ ] の部分は、助手については使用しないこと。